

思ふですけれども、全く目と鼻の先にあるわけですよ。

その中の答弁で、先ほど、出た場合には十分に検討するということがありましたのでそれ以上言うも仕方がありますので、その件について不当に十分に検討がしていただけるのかどうかという確認だけさせてください。

○教育次長(須崎 進君) 御指摘のように検討をさせていただきたいと存じます。

○十一番(原 敏子君) 私は一つだけ、簡単な人ですけれども、一四ページの食糧費のうち十万円、これ、先ほどどうも説明がありましたけれども、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○総務部長(浅見裕康君) 秘書文際に要する経費の七十万円の御質問でございすけれども、先ほど予算説明の中で企画財政部長の方から現地視察等に要する関係の経費であるという御説明を申し上げたわけでございすけれども、もう少し詳しく申し上げますと、具体的に申し上げますと六十一年度の防衛補助事業、こういうものをやはり採択していただくための基地との因果関係だとか市の実情だとか、そういうものと現地を見ていただくという訴えということが通常強引に予算を持ってくるということとつゞけて必要な手段として当中においてはおかしい

う方法をとっているわけでございまして、そういうものに対して一応どうしても、できるだけ節減はしているつもりでございすけれども、現年度の予算の執行残りの他の見合にあって不足を来してましたので、一応、今回お願いを申し上げたというより実情でございすので、ひとつよろしく御了解を賜りたいと思います。(了解)

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号は、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九十三号は、

総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 四時半まで休憩いたします。

午後四時十八分 休憩

午後四時三十分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなりておりますが、議事の都合上、あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十一議案第九十四号 昭和六十年度福生市国民

健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきまして議案第九十四号 昭和六十

年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について御説明申し上げます。

まず一ページの総則について申し上げます。

第一条におきまして、歳入歳出の予算の総額と歳入歳出それぞれ五千九百八十二千円を追加し、歳入歳出予算の総額と歳入歳出それぞれ十五億四千五百二十一万八千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

歳入でございますが、療養給付費交付金におきまして五千九百八十二千円の増額でございます。これは現年度分の増額見込み額五千二百二十七万円と昭和五十九年度分の精算の結果の追加交付分六百八十一万二千円でございます。

これによりまして今回の歳入は五千九百八十二万二千円を増額いたしまして、歳入合計十五億四千五百二十一万八千円と相なるものでございます。

次に歳出でございますが、保険給付費の療養諸費で六千五百十五万八千円の増額でございますが、これは退職被保険者等療養給付費におきまして

不足が見込まれる分並びに歳入補正に伴う療養給付費交付金の増により
すす財源内訳の変更でございます。

保険給付費の葬祭費にのみまして七十五万円の増でございますが、実績に
よりす今後の支出予定でございます。

予備費におきまして六百八十二万六千円を減額し、今回の歳出は五千九百
八万二千円を増額いたしまして、歳出合計十五億四千五百二十一万八千円と相なる
ものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださる
ますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に付する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第九十四号は、厚生委員会に付託したいと

思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十四号は、厚生

委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十二議案第九十五号 昭和六十年度福生市受託

水道事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田 進君登壇)

○建設部長(森田 進君) 御指名をいただきましたので議案第九十五号 昭和六十

年度福生市受託水道事業会計補正予算(第二号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、今年度予定しております配水管埋設工事の経路変更に伴いま
す追加工事と多摩川の野焼き関連の配水管新設工事等がその主な内
容でございます。

それでは一ページをお開きをお願いいたします。総則ですが、第一各ホ

歳入歳出それぞれ三千九百八十九万円を追加いたしましたして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億三千二百四十二万九千円と定めようとするものでございます。

二ページをお開きをいただきますと思います。第一表歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。

まず歳入は東京部からの受託水道事業収入三千九百八十九万円を追加いたしました六億三千二百四十二万九千円としようとするものでございます。

次に歳出でございますが、受託水道事業費のうち建設改良費につきましては三千九百八十九万円の追加であります。これは配水管の布設が久工事の経路変更に伴いまして追加をしようとするものでございまして、三百ミリ、約二百七メートルほどを布設するための工事費二千二百万円等でございます。

さらに水道建設費として一千六百二十万円の計上しておりますが、これは配水管新設工事でありまして、国道一六号線の拡張工事の道形状況に合わせて一節布設する工事で、二百五十三ミリ、約百七メートルほどの布設と野焼を関連の工事費、秋川市草花先でございますが、七十五ミリ管、百五十三メートルほどを布設しようとする工事費でございます。

以上、合計をいたしまして三千九百八十九万円の追加をいたしまして、歳出合計六億三千二百四十二万九千円としようとするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願ひ申し上げます。説明といたします。

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十三番(小野沢久君) 直接数字についての質問ではございませんけれども、

工事の関係ですけれども、せんだって十月二十二日に加美甲住宅——千世帯ありましてけれども、給水管の切りかえ工事をいたしましたして、工事で断水が予定では九時から四時までだったわけでございますけれども、実際には工事の不手際があって夜の十一時過ぎでもまだ給水がでない状況で晩御飯の支度やあふろに入れなかった人が相当いて水道事務所にも相当電話も入ったと思うんですが、確かに工事主体は東京部住宅供給公社でありますけれども、中に住んでいるのは福生市民でありまして市の方に水道料金も払っているわけなんですけれども、非常に対応のまずいであって、実際には大勢の人が大きな迷惑を受け

わけてございますけれども、所長にお聞きいたしましたところ、詳しい連絡は入っていないというところでありますけれども、こういう場合の対応は行政としてどのようなふうなうてゐるのかお願ひいたします。

○建設部長(森田 進君) ただいまの件につきましては団地の市民の皆さんに御迷惑をかりまして大変申しわけないと思っております。

連絡の方法については今御指摘いただきましたように、一応団地内の工事でございますので、本来ですと団地の工事施行者と申しますか、公団側の方から一応連絡が入るわけでございますが、それが一応連絡が十分でなかつたと、そういうふうなことでございます。

いづれにしても御迷惑をかりたことは事実でございますので、これからこのことでございますのでできるだけそういう点の連絡を密にして、そういうことの事故に処する対応をできるだけ万全にしていきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

○議長(森田治男君) ようしいです。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議案第九十五号は、建設委員会に付託いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十三陳情第六十一三号 国五病院、療養所の充実に關する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願ひいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十一三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長(森田治男君) 日程第十四陳情第六十一四号 大型間接税の導入とりやめを求むる陳情書と議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(森田治男君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十一四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託いたします。

○議長(森田治男君) 日程第十五陳情第六十一五号 母子保健法改定に関する

陳情書と議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(森田治男君) 以上で意見を終わります。

陳情第六十一五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員

会に付託いたします。

○議長(森田治男君) 以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員、会審査のため明十二日から十九日までの八日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって明十二日から十九日までの八日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は十二月二十日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十二分 散会

陳情の趣旨

今日、日本はまさに増税時代に入ろうとしています。昭和五十九年度の一人あたりの収入に占める国民の税負担率は所得税、住民税を初め、酒たばこ、電気ガス税など、生活関連支出に含まれる税金の合計額で所得の二四％に達し、社会保険料負担を加えると実に三五％に達します。

昭和五十年の税負担率が一八・四％であり、社会保険料負担を加えても二五・九％でしたから、この間実質負担は三五％も増加したことになります。この結果、年所得三百万円の家庭では、あらゆる税金を除いた所得（生活費）は、月額十六万円程度にしかならず、憲法で保障された最低限度の生活さえ侵されているのが実態です。

反面、大企業は法人税法による各種引当金や準備金、外国税額控除など、特権的減免制度を利用し、十五兆円もの売上げのある三菱商事を初め七大商社の法人税納付はここ数年ゼロであります。

加えて、政府はエネルギー対策費、経済対策費という名目で大企業に膨大な補助金や援助金を注ぎ込み、中小企業や国民生活関連の予算を大幅に削減しています。

さらに年々ふくれあがる軍事費は後年度負担を含め六十年年度予算では五兆七千億円に達

し、国民の負担する限度を大きく超えていると思われる。

現在導入を検討されている大型間接税が導入されると、物価の急騰とともに国民の消費購買力は低下し、中小企業の倒産と失業の増大など社会問題としても由々しき事態が到来するであろうことが予想されます。例えば建設業界においては、取引の都度数％の課税が行われ、その税金は最終的には消費者に転嫁されるものですが、ピーク時において百九十万戸を超えた新築着工戸数が、昭和五十九年においては、百十万户台へと激減しているのが実情で、大型間接税の導入は、この建築不況にさらに拍車をかけ、失業の増大に追い打ちをかける結果になるだろうと心配するところです。

また大型間接税は、その名が示すとおり、すべての消費物資とサービスに課税されるわけですから、自治体の発注する工事はもちろん、設備や什器備品の購入にも課税され、自治体の財政を一層圧迫する結果となります。

私たちは、大企業の特権的減免税措置を廃止し、不要不急の支出を削減すれば、圧倒的多数の国民が反対する大型間接税を導入する必要がなくなるものと考えています。

地元の零細業者の営業や、住民の生活を守るという自治体本来の立場から、大型間接税の導入に反対するための意見書を国に提出してくださるよう陳情いたします。

昭和六十年十二月三日

陳情者代表

西多摩郡羽村町羽一、九〇五

東京土建西多摩支部内

税制民主化協議会

代表 岩 本 寅 次 印

他二二七人

福生市議会議長

森 田 治 男 殿

陳情第六十一号

母子保健法改定に関する陳情書

陳情の趣旨

厚生省は昭和六十一年度予算概算要求で、母子保健法改定費及び現在都道府県知事等の責任で実施されている妊産婦・乳幼児健康診査等について市町村実施として計上しています。

先に、中央児童福祉審議会による母子保健に関する意見具申や、行政改革推進審議会答申でも、母子保健事業を見直しする中で、実施主体を市町村長へ委譲するよう述べています。

私たちはこうした動向から実施主体を市町村長に変更することを含めた母子保健法改定案が次期通常国会に上程されることは、ほぼ確実と受けとめています。

現行母子保健法は「次代を担う乳幼児の健やかな成長と、その出生の基盤である母性の保護・尊重」を基本理念に、国や都道府県知事等の責任を明確にし、昭和四十年に成立しました。この法律に基づき総合的な母子保健対策が進められ、わが国は欧米諸国に劣らない今日の母子保健水準を確立してきました。

しかし、実施主体を市町村に移した場合、市町村は体制・財政面とも実情はまちまちであり、母子保健事業の市町村格差を拡大し、広域的に同一レベルの水準を維持することは

困難であります。そればかりか現行母子保健水準の後退を招くことは必至であり、私たちは大きな憂慮を抱いています。

また、母子保健事業の行方は、公衆衛生行政の第一線機関である保健所活動の今後にも重大な影響をもたらすことは言うまでもありません。

私たちは、母子保健法改定にすべて反対するものではありません。憲法第二十五条の精神を具体化した現行母子保健法を基本に、母子保健対策が一層拡充・強化される方向で改定されなければならないものと考えています。

今、国や都道府県知事の責任を軽減する方向で母子保健法改定作業が進められていることは、極めて遺憾であります。

私たちは「都民の健康を守る」立場から、母子保健法改定に当たって、左記事項について国及び東京都に意見書を提出されるよう陳情するものであります。

記

一 母子保健法改定にあたって

- (一) 実施主体は現行法どおり都道府県知事等とすること。
- (二) 母子保健対策の一層の拡充・強化を図ること。